

日本特別活動学会会則

最終改正：令和元年9月14日

第1章 総則

第1条 本会は日本特別活動学会（Japanese Association for the Study of Extracurricular Activities）と称する。

第2条 本会は、特別活動の研究の充実・発展奨励並びに普及を図ることを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 大会及び研究会の開催
- 2 機関誌その他の刊行物の発行
- 3 学会賞の授与
- 4 会員の研究の促進
- 5 他学会、研究団体との連絡提携
- 6 その他第2条の目的を達成するための活動

第4条 本会の事務局を東京都新宿区神楽坂1-3 東京理科大学 中村豊研究室内に置く。

第2章 会員

第5条 本会の目的に賛同する者は、常任理事会の承認を経て会員となることができる。

第6条 会員は、本会が行う各事業に参加することができる。

第7条 会員は、所定の会費を納入するものとする。3年以上会費を滞納した場合は、理事会の承認を経て、会員としての資格を失う。

第8条 本会に名誉会員を置くことができる。名誉会員は、理事会が推薦し、総会の承認を得るものとする。名誉会員の資格等については、別途これを定める。

第3章 組織と運営

第9条 本会の事業に関する審議や運営を行うため、次の機関を置くものとする。

- 1 本会の重要事項を審議する最高機関として総会を置く。総会は、原則として、毎年1回会長の招集により開催する。
- 2 総会に次ぐ審議機関として、事業全般にわたる審議を行う理事会を置く。理事会は、会長、副会長、理事及び常任理事をもって構成し、会長の招集により開催する。
- 3 本会の事業を執行する機関として常任理事会を置く。常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成し、会長の招集により開催する。
- 4 事業の推進と充実に必要な委員会等を置くことができる。委員会等は理事会の議決を得て設置し、委員会等に関する事項は別に定める。
- 5 本会の事業を処理するため事務局を置く。事務局に関する事項は別に定める。

第10条 総会、理事会等の議事は、出席者の過半数の賛同によって決定する。

第11条 削除

4章 役員

第12条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名

- 3 理事 若干名
- 4 常任理事 若干名
- 5 事務局長 1名
- 6 監査 2名

第13条 役員の仕事は、次のごとくとする。

- 1 会長は、本会を代表し会務を統理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、互選によりうち1名が、その役職を代行する。
- 3 理事は、本会の事業全般について審議する。
- 4 常任理事は、事業の執行にあたる。
- 5 事務局長は事務局を統理し、本会の事業を処理する。
- 6 監査は、会計を監査する。

第14条 本会に顧問をおくことができる。顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。顧問は、会長の求めに応じて会務運営と運関する助言を行う。

第5章 役員の出及び任期

第15条 会長は、理事の互選により選出し、総会の承認をうける。その任期は3年間とする。ただし、再任することができる。

第16条 副会長は、理事の互選により選出し、総会の承認をうける。その任期は3年間とする。ただし、再任することができる。

第17条 理事は、会員の中から選出する。選出の方法は、別に定める。その任期は3年間とする。ただし、再任することができる。

第17条の2 常任理事は、理事会において理事の中から選出する。その任期は3年間とする。ただし、再任することができる。

第17条の3 事務局長は、常任理事をもってこれにあて、会長が委嘱する。その任期は3年間とする。ただし、再任することができる。

第18条 監査は、会員の中から選出し、総会の承認をうける。その任期は3年間とする。

第19条 役員の仕事は、総会での承認の日から次の選挙が行われる年度の総会の日までとする。

第6章 会計

第20条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第21条 会費は、年額6,000円とする。

第22条 予算及び収支決算は、総会の議を経て決定する。

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則

第1条 本会則の変更は、総会の議を経て行うものとする。

第2条 本会創立当初の役員は、第5章の規定にかかわらず設立総会の承認を経て選出される。ただし、任期は平成4年2月1日から次の年度の総会の日までとする。

第3条 設立当初の会計年度は、平成4年2月1日から平成5年3月31日までとする。

第4条 事務局の幹事は、会員の中から会長が委嘱する。

第5条 本会の運営に必要な細則は、別に定める。

第6条 本会則は、平成4年2月1日より施行する。

細則1

本会の目的達成のため、支部等の組織を作ることができる。

- (1) 本会における支部等の設立は、本会会員の発議によるものとする。
- (2) 支部等の設立の申請は、本会事務局に行い、本会理事会の承認を得るものとする。
- (3) 当該支部等は、毎年度その活動計画・活動報告等を本理事会に行う。
- (4) 当該支部等の運営経費等は、独立採算とする。

改正：平成9年10月25日（第7条の追加・付則第2条の削除）

施行：平成9年10月25日

改正：平成10年8月19日（第14条～第17条一部改正）

施行：平成12年の役員選挙で選ばれる役員からこの方式を適用する。

改正：平成15年8月18日（細則1を追加）

施行：平成15年8月18日

改正：平成21年8月22日（第20条一部改正）

施行：平成22年4月1日

改正：平成23年8月19日（第3条第4項を追加、4項を5項に、5項を6項に変更）

施行：平成23年8月19日施行 平成15年8月18日

改正：平成26年8月23日（第6条一部改正）

施行：平成27年4月1日

改正：平成27年8月22日（第3条、第7条、第8条、第11条、第12条、第16条、第17条一部改正 第10条削除 第16条の2、第16条の3追加）

施行：平成27年8月22日

改正：平成30年8月25日（第1条一部改正）

施行：平成30年8月25日

改正：令和元年9月14日（第4条の追加）（第14条の一部改正）

施行：令和元年9月14日